

# 建災防宮城県支部からのお知らせ

令和6年4月1日

## 職長・安全衛生責任者教育に 「メンタルヘルス」と「新ヒヤリハット」が加わります！

建災防では、職長・安全衛生責任者教育のテキスト改訂に伴い、令和6年4月からの同教育に、職長が知っておくべきメンタルヘルス対策や、無記名ストレスチェック手法を紹介し、さらにヒヤリハットは、事故に至らなかった成功体験でもあるという新たな視点を取り入れた「新ヒヤリハット報告」を導入します。（「同能力向上教育でもご説明いたします。」）

### 令和6年度 高度安全機械等導入支援補助金事業について

所定の建設機械に取り付けるための、高度な性能を有する安全装置を購入・改修する中小企業事業者に対し、補助金を交付します。令和6年度の申請期間は4月10日～令和7年1月末となる予定です。詳しくは、建災防本部「高度安全機械導入支援補助金事務センター」へ

電話 03-6275-1085

補助対象・補助金額（予定）

【例】油圧ショベル

ホイールローダー

① 減速センサーによる自動減速・停止装置

1機あたり100万円上限

② 監視モニター

1機あたり50万円上限

## 宮城県内労働災害（建設業関係）の発生状況（令和5年1～12月（速報値））

（新型コロナウイルス感染症を除く）

宮城労働局発表より

業種	令和3年 全期		令和4年 全期		令和4年 12月末		令和5年 12月末		前年同月比較			
	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷		死亡	
									増減数	増減率 %	増減数	増減率 %
全産業計	2691	14	2567	15	2534	15	2515	19	-19	-0.7	+4	+26.7
建設業	318	5	309	5	303	5	296	4	-7	-2.3	-1	-20.0
土木工事業	106	3	102	3	102	4	86		-16	-15.7	-4	-100.0
建築工事業	157	2	153	1	148	1	162	2	+14	+9.5	+1	+100.0
鉄骨・鉄筋コン造家屋 建築工事	50	1	52		48		47		-1	-2.1		
木造家屋建築工事業	67		58		55		57	1	+2	+3.6	+1	
建築設備工事業	18	1	12		11		10		-1	-9.1		
その他の建築工事業	22		31	1	34	1	48	1	+14	+41.2		
その他の建設工事業	55		54	1	53		48	2	-5	-9.4	+2	

災害件数は令和5年12月末までに発生した災害について3月6までに確認できた労働者死傷病報告（休業4日以上）により計上しています。死亡件数は速報により把握したもので、内数となっています。

# 雇入時等の安全衛生教育のポイント

(1) **集合教育とOJTの組合せに配慮**  
それぞれの特性を活かして効果的な教育ができるよう配慮してください。

(2) **安全衛生教育は繰り返し！**  
繰り返し安全衛生教育を実施し、理解度テスト（下記参照）などで、習得度合いについてもチェックしましょう。

(3) **危険感受性を上げる！**  
災害事例やヒヤリハット事例をもとに職場には、さまざまな危険があることを理解させましょう。

(4) **災害防止の基本を教える**  
正しい作業服装の着用、作業手順の励行、整理整頓の励行などさまざまなルールや活動があることを理解させましょう！

(5) **聞ける雰囲気を作る！**  
気軽に聞けない雰囲気の職場は、未熟練労働者が一人で勝手に判断・行動したことによる事故につながります。

(6) **経営トップのバックアップ**  
経営トップは、安全衛生教育について、組織的なバックアップ体制の整備をお願いします。

## 【法令による雇入れ時教育の項目】

（労働安全衛生規則第35条）

- ① 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関すること。
- ② 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること。
- ③ 作業手順に関すること。
- ④ 作業開始時の点検に関すること。
- ⑤ 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること。
- ⑥ 整理、整頓(とん)及び清潔の保持に関すること。
- ⑦ 事故時等における応急措置及び退避に関すること。
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

厚生労働省「理解度テスト【例】  
ニユアル」より（製造業向け）

（問題）（ ）内に当てはまる語句を [ ] 内から選び、記入下さい。

人がケガをしないためには、危険源に近づかないことが不可欠です。そのために10の安全行動・安全作業がとても重要です。

- ① ( ) ・決められた ( ) ・ ( ) を守る！
- ② ( ) ( ) の徹底！
- ③ 異常時、トラブル時は、「( )」「( )」「( )」！
- ④ 道具・工具は ( ) 使う！
- ⑤ 動いている部分に、( ) を ( ) に入れない！
- ⑥ 安全な ( ) で作業！
- ⑦ ( ) の取り扱いに注意する！
- ⑧ ( ) を確実に必ず行う！
- ⑨ 「( )」意識で作業する！
- ⑩ 危険を ( ) と認識する！

待つ   ルール   作業標準   危険   整頓   止める   かもしれない  
正しく   呼ぶ   整理   絶対   服装   規則   重量物   手   点検



建設業労働災害防止協会 宮城県支部

〒980-0824 仙台市青葉区支倉町2-48 宮城県建設産業会館5階

電話 022-224-1797 Fax 022-265-5604